注釈付きの憲章を読む・ダウンロードする: www.each-charter.com

EACH 憲章

子どもたちは最良の医療を受ける基本的な権利を有しています

憲章に記載されている権利は、病気の種類、年齢、障害の有無、出身、社会的または文化的背景に関係なく、治療の理由、治療の形式や場所にかかわらず、入院治療でも外来治療でもすべての病気の子どもに適用されます。

条項 1

子どもは、必要なケアが家庭や通院で同等に提供できない場合にのみ入院します。

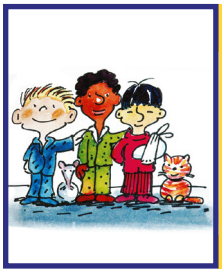

条項 6

(1) 子どもは、同じ発達ニーズを持つ他の子どもと一緒にケアされ、成人病棟に入院してはなりません。
(2) 入院中の子どもへの訪問に年齢制限があってはなりません。

条項 2

入院中の子どもには、常に親または親代わりの人が付き添う権利があります。

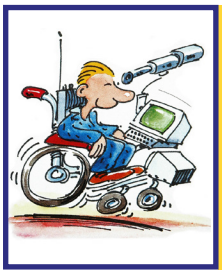

条項 7

子どもには、年齢や状態に合った遊び、娯楽、教育の機会が十分に与えられ、ニーズに応じた設計、設備、人員、備品を備えた環境で過ごす権利があります。

条項 3

(1) すべての親に宿泊施設が提供され、滞在するよう支援・奨励されるべきです。
(2) 親が追加の費用を負担したり、収入の損失を被ったりする必要がないようにすべきです。
(3) 親が子どものケアに参加できるよう、病棟のルーチンについて知らせ、積極的な参加を促すべきです。

条項 8

子どもは、身体的、感情的、発達的なニーズに対応できる訓練とスキルを持つスタッフによってケアされるべきです。

条項 4

(1) 子どもと親には、年齢や理解に応じて情報を提供する権利があります。
(2) 身体的および感情的なストレスを軽減するための措置が講じられるべきです。

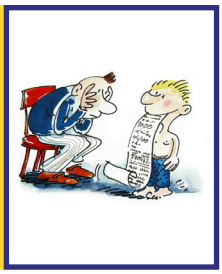

条項 9

子どもをケアするチームが継続的なケアを保証するべきです。

条項 5

(1) 子どもと親は、医療に関するすべての意思決定に情報をもとに参加する権利があります。
(2) 子どもは不必要な医療行為や調査から守られるべきです。

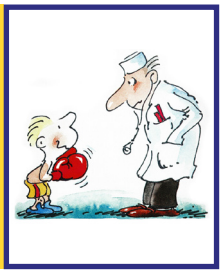

条項 10

子どもは、常に思いやりと理解をもって扱われ、プライバシーが尊重されるべきです。

EACH PROMOTING CHILDREN'S RIGHTS AND WELFARE IN HEALTHCARE

EACH憲章は、子どもの権利条約（UNCRC）に定められた子どもの権利を認識し、支持しています。

憲章の翻訳は以下を参照してください：each-for-sick-children.org/translations-each-charter/